

○厚生労働省告示第三百五十六号

厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準（平成二十年厚生労働省告示第三百二十九号）の一部を次のように改正し、平成二十七年九月一日から適用する。

平成二十七年八月三十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

第二に次の一号を加える。

六十二 CYP2D6 遺伝子多型検査

イ 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

ゴーシェ病

ロ 施設基準

(1) 主として実施する医師に係る基準

① 専ら小児科に従事し、当該診療科について一年以上の経験を有すること。

② 小児科専門医であること。

③ ゴーシェ病の診療経験を有すること。

(2) 保険医療機関に係る基準

- ① 小児科を標榜<sup>ぼう</sup>していること。
- ② 実施診療科において、ゴーシェ病の診療経験を有する医師が一名以上配置されていること。
- ③ 薬剤師が配置されていること。
- ④ 臨床検査技師が配置されていること。
- ⑤ 病床を二百床以上有していること。
- ⑥ 当該療養を実施する病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が、常時、入院患者の数が十又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護職員の数が、本文の規定にかかわらず、二以上であること。
- ⑦ 当直体制が整備されていること。
- ⑧ 二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。
- ⑨ 医療機器保守管理体制が整備されていること。
- ⑩ 倫理委員会が設置されており、必要な場合に事前に開催すること。
- ⑪ 医療安全管理委員会が設置されていること。

第三第二十九号を次のように改める。

